

以下のとおり懲戒処分等を行ったので公表する。

飯塚市長 武井政一

懲戒処分（当該職員）

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	市民環境部 会計年度任用職員
年齢(歳代) 及び性別	60歳代 男性
処分内容	停職4ヵ月
処分年月日	令和5年11月30日
処分理由及び根拠法規	交通法規違反(酒気帯び運転)による運転免許取消 地方公務員法 第29条第1項第1号、第3号

指導措置（管理監督者）

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	市民環境部 部長
措置内容(種類及び程度)	口頭注意
措置年月日	令和5年11月30日
措置理由(事案の概要)	交通法規違反や服務規律の指導不足による管理監督責任

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	市民環境部 課長
措置内容(種類及び程度)	口頭注意
措置年月日	令和5年11月30日
措置理由(事案の概要)	交通法規違反や服務規律の指導不足による管理監督責任

被処分者の所属(部局名) 及び補職名	市民環境部 課長補佐
措置内容(種類及び程度)	口頭注意
措置年月日	令和5年11月30日
措置理由(事案の概要)	交通法規違反や服務規律の指導不足による管理監督責任

交通法規違反（酒気帯び運転）に関する事案の概要等

1. 対象者 市民環境部 会計年度任用職員 60歳代 男性

2. 事件の概要

- ①検挙日時 令和5年3月18日（土）午後2時45分頃
②場所 飯塚市中で検挙
③事件概要 道路交通法違反（酒気帯び運転）基準値 呼気1リットルあたり0.15mg未満に対し0.25mgの酒気帯び運転で検挙
検挙の報告を怠り、市民の通報により事情聴取をしたところ検挙された旨を認めたもの

3. 事件の経過と状況

①令和5年3月18日（土）

- 午前中 草刈りのため自宅から車で300m先の実家へ出発
12時頃 実家で昼食時に缶ビール500mlを2本飲酒
その後、1時間程度、実家の草刈りを行う
14時40分頃 草刈りを終え、車を運転し自宅に帰宅途中に、飯塚市中の交差点で、パトロール中の警察に停止を求められる
基準値 呼気1リットルあたり0.15mg未満に対し0.25mgにより酒気帯び運転検挙
本人は飲酒を認め、職業は飯塚市の会計年度任用職員であることを伝える
その後、職場に報告せず

②令和5年11月17日（金）

- 6時 市民から市ホームページの問い合わせを通じ、当該職員が飲酒運転で検挙されている旨、早急な調査としかるべき処置を求める通報がある
15時30分頃 所属課により当該職員の事情聴取を行い、酒気帯び運転により検挙された旨を認める。
・令和5年3月18日に酒気帯び運転で検挙
・事案概要の内容について供述
・現在免許取消中（7月11日から免許取消2年間）
・免許取消後の運転はしていない
・公務での運転業務はなく、職場には家族が送迎
・報告遅延理由は、免職になることを恐れていたもの

消防設備による車両損傷事故の発生について

1. 事故発生日時：令和5年11月6日（月）午前6時50分頃
2. 事故発生場所：飯塚市仁保地内（飯塚市消防団庄内方面隊第二分団消防詰所）
3. 事故の概要：
令和5年11月5日（日）開催の緊急消防援助隊九州ブロック合同訓練の事前訓練参加後、消防用ホースを消防詰所敷地内のホース乾燥塔に設置して解散。翌朝、強風によりホースが煽られ隣接アパートの駐車車両に接触し損傷を負わせたもの。
4. 損害賠償額：示談交渉中

事故現場見取図

